

大泉町賃上げ促進支援金交付事業の実施について

大泉町賃上げ促進支援金の交付目的、内容、交付手続等は、次のとおりです。

1 交付目的

町内の中小企業等の持続的な賃上げを後押しするため、群馬県のぐんま賃上げ促進支援金（以下「県支援金」といいます。）の支給の決定を受けた町内の中小企業等に対し、支援金を交付します。

2 内容

交付対象者	次のいずれにも該当する者としてします。 1 県支援金の支給決定を受けた者であること。 2 県支援金の支給対象従業員に係る事業所の所在地が町内であること。 3 町税等の滞納がない者であること。
交付金額等	交付対象者が申請する県支援金の支給対象従業員のうち、町内の事業所に勤務する従業員1人当たり20,000円とします。ただし、1交付対象者当たり県支援金の各申請期につき800,000円を上限とします。

3 交付手続

支援金の交付申請	1 県支援金の申請と同時に申請する場合 県支援金の受付期間に群馬県の電子申請により、大泉町賃上げ促進支援金交付申請書兼請求書（様式第1号。以下「申請書」といいます。）の各項目を入力し、申請してください。 ※大泉町へ別途申請は不要 2 県支援金の申請後、あらためて支援金を申請する場合 申請書に次の書類を添えて令和9年2月26日（金）までに申請してください。 ア ぐんま賃上げ促進支援金支給決定通知書の写し イ ぐんま賃上げ促進支援金支給要綱に基づく支給対象従業員一覧の写し ウ 振込先口座が記載された通帳又はキャッシュカードの写し
支援金の交付決定等	提出された申請書類の審査を行い、交付の可否を決定し、大泉町賃上げ促進支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとします。

<p>支援金の返還等</p>	<p>交付対象者が、偽りその他不正な手段により支援金の交付決定を受けた場合又は交付対象者の要件に該当しなくなった場合は、支援金の交付決定を取り消します。</p> <p>また、既に支援金を交付しているときは、指定した期限までに、その全部又は一部を返還しなければなりません。</p>
<p>その他</p>	<p>町は、群馬県の求めに応じ、申請書の記載内容及び審査内容に関して情報提供を行うものとします。</p>

4 各種様式

<p>申請書等の様式</p>	<p>1 大泉町賃上げ促進支援金申請書兼請求書（様式第1号）</p> <p>2 大泉町賃上げ促進支援金交付（不交付）決定通知書（様式第2号）</p>
----------------	--

5 事業期間

<p>期 間</p>	<p>令和8年5月21日から令和9年3月31日まで</p>
------------	-------------------------------

6 担当部署

<p>大泉町役場経済振興課 電話0276（63）3111</p>
